

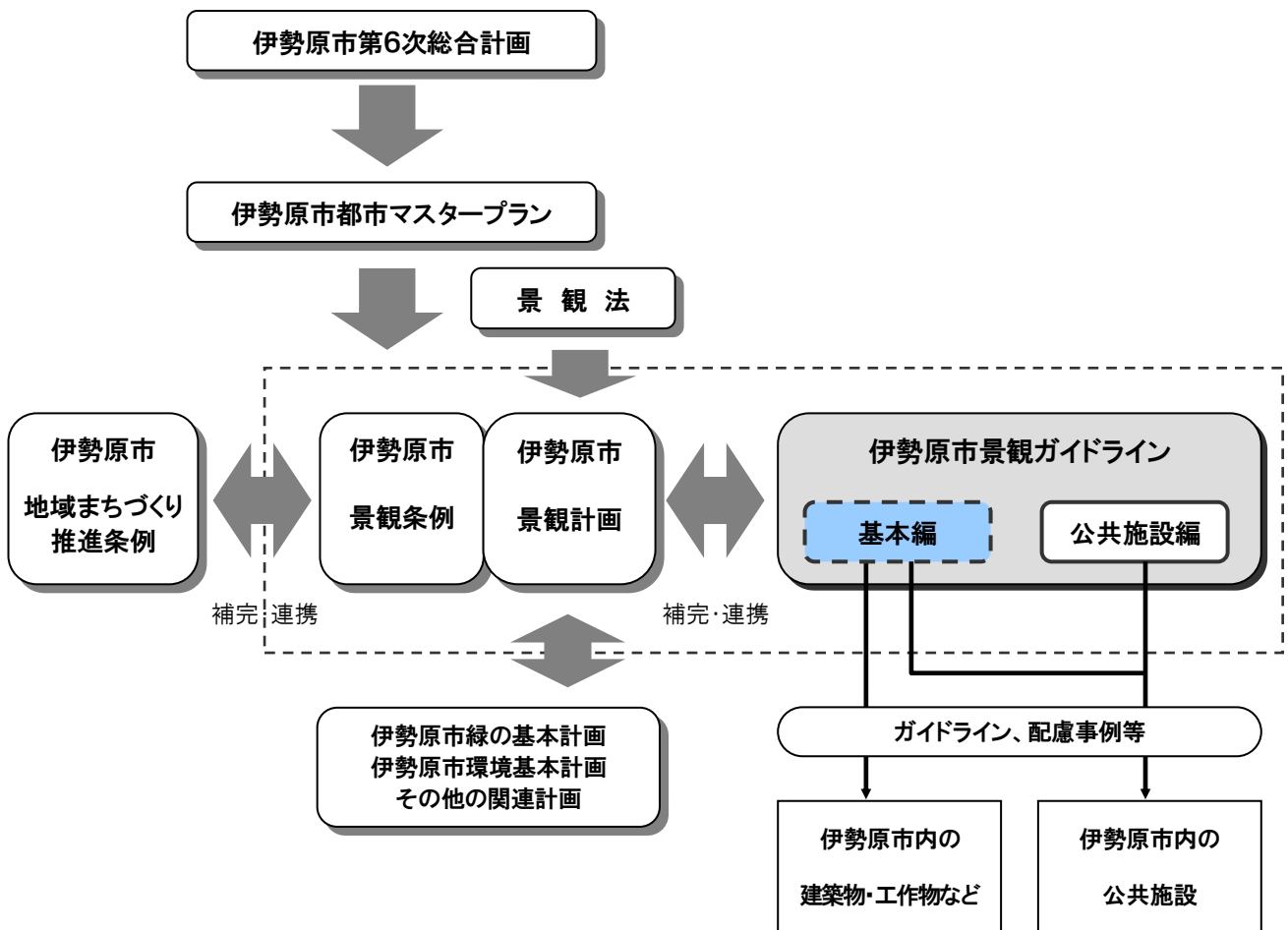
# I 景観ガイドラインの位置づけ

## 1. 目的と位置づけ

「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」は、景観計画を推進するための指針として定めたもので、本市で行われる建築物の建築等や工作物の建設等をはじめ、開発行為などにおいて、良好な景観形成を図る上で必要となる考え方や配慮すべき事項、工夫の例などをまとめたものです。

また、景観法に基づく届出や景観条例に基づく事前協議の際に尊重すべき内容となります。建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発行為などに当たっては、本ガイドラインを参照の上、計画内容などを検討してください。

なお、本ガイドラインに示す内容は、その代表的な取組を示したもので、行為の場所や内容などにより、さらに工夫を加え、より良い景観まちづくりの実現に努めてください。



■図－伊勢原市景観ガイドラインの位置づけ

## 2. 区域

本ガイドラインの対象区域は、景観計画に定められた景観計画区域（市域全体）とします。伊勢原市の全域を景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域とします。